

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年から27年までの3年平均)
 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
 4 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ウ) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,666 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,810 千円
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 23.50月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 23.50月分
勤続25年 31.50月分 31.50月分	勤続25年 31.50月分 31.50月分
勤続35年 45.00月分 45.00月分	勤続35年 45.00月分 45.00月分
最高限度額 45.00月分 45.00月分	最高限度額 45.00月分 45.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 2,586千円 18,431千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 2,410千円 22,616千円

(注) 1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	2,707,250 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	752,641 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 (支給率)
特別区	20.0 %	3,611 人
市川市	20.0 %	55 人
		当該地域に公署なし

(イ) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	240,601 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	83,862 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	79.5 %			
手当の種類 (手当数)	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	234,111 千円	1勤務450円～1,200円 待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	6,490 千円	日額200円～250円 1件につき1,000円

(ウ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (28年度決算)	3,411,095 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	945 千円
支給実績 (27年度決算)	3,383,253 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	942 千円

(注) 休日給を含む。

(イ) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職との異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給【支給額】(1) 配偶者 10,000 円 (課長級は8,000 円) (2) 子 7,500 円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500 円) (3) 配偶者がいない子 10,000 円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500 円) (4) 父母等 6,000 円	同じ	同じ	469,286 千円	245,571 円

住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給。当年度末年齢35歳未満の職員のみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000円	同じ	—	27,865 千円	187,013 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000円～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	1,493 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 ①交通機関等利用者 原則として、6カ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） ②交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ③障害者：4,500～37,200円 ④交通機関・交通用具併用者 原則として、①と②の合計額（1月当たり限度額55,000円） 【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 ①基礎額 30,000円 ②加算額 6,000～60,000円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島じよ等の場合に加算）	同じ	—	621,233 千円	178,772 円
単身赴任手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円	同じ	—	77,410 千円	1,172,884 円
管理職手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—

管理職特別勤務手当	【内容】 ①指定職給料表通用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要により、公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合には支給 ②管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日外の日で午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給単価】 ①4,000～18,000円（勤務時間から6時間超の場合は、6,000～27,000円） ②2,000～6,000円	同じ	—	47 千円	※
夜勤手当	【内容】 正報の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	523,417 千円	187,874 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給額は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業
ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 (参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率	
				B/A %	27年度 %
28年度	901,222	769,677	208,606	23.1	20.6

区分	給与		費用		1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
	職員数 A 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
28年度	23	87,333	34,267	42,501	164,101	7,135
						6,903

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
3 都道府県平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	41.6歳	397,270円	600,397円
団体平均	44.8歳	373,951円	586,492円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当		参考 (東京都の知事部局等)	
東	京 都	東	京 都
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,848 千円		1人当たり平均支給額 (28年度) 1,810 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(4) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

東京都		参考 (東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年	勸奨・定年 勤続20年 勤続25年 勤続35年	(支給率) 自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年
	23.50月分 31.50月分 45.00月分	23.50月分 31.50月分 45.00月分	23.50月分 31.50月分 45.00月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	45.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 0千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 2,410千円	
587千円		22,616千円	

(注) 1 人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(5) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
支給実績 1人当たり平均支給年額 (28年度決算) 18,312 千円	963,813 円	23 人	20.0 %
支給対象地域	20.0 %	23 人	20.0 %
特別区、青梅市			

(6) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	支給率	支給対象職員数	左記職員に対する支給単価
支給実績 (28年度決算) 1,432 円	47.8 %	2 種類	1 勤務 450 円～ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)			日額 200 円～230 円 1件につき 1,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)			
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	
交番制勤務者等 業務手当	交替勤務職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	

(ナ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (28年度決算)	7,901 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	344 千円
支給実績 (27年度決算)	8,278 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	360 千円

(注) 休日給を含む。

(イ) その他の手当 (平成 29年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>【内容】扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 配偶者 10,000 円 (課長級は 8,000 円)</p> <p>(2) 子 7,500 円 (子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円)</p> <p>(3) 子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円</p> <p>(4) 父母等 6,000 円</p>	同じ	—	2,044 千円	255,554 円
住居手当	<p>【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給</p> <p>※当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000 円</p>	同じ	—	555 千円	555,225 円
初任給調整手当	<p>【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給</p> <p>【支給額】 52,000 円～175,100 円</p> <p>※大学卒業後 40 年間</p>	同じ	—	10 千円	※
通勤手当	<p>【内容】通勤のために交通機関等を利用して運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 交通機関等利用者 原則として、6 ヶ月定期券額 (1月当たり限度額 55,000 円)</p> <p>(2) 交通用具利用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6 月</p> <p>① 一般：2,600～15,000 円</p> <p>② 障害者：4,500～37,200 円</p> <p>(3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額 55,000 円)</p>	同じ	—	2,964 千円	155,982 円

単身住任手当	<p>【内容】公務を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限 (80 km 以上) を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 30,000 円</p> <p>(1) 基礎額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が最上層の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	同じ	—	2,185 千円	1,092,722 円
宿日直手当	<p>【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円</p> <p>※5時間未満は 1/2 の額</p>	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	<p>【内容】(1) 指定給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営のために、週休日又は休日勤務した場合に支給 (2) 管理職が緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間で勤務する場合は、勤務時間以外の場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円 (勤務時間が 6 時間超は、6,000 円) (2) 2,000～6,000 円</p>	同じ	—	0 千円	※
夜勤手当	<p>【内容】正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額 × 25/100</p>	同じ	—	43 千円	3,549 円

(注) 交通局 (交通事業、高速電車事業及び電気事業) では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与費の状況

区分	総費用		純損益又は 実質収支		職員給与費		総費用に占める 職員給与費比率	
	A 千円	千円	千円	千円	B 千円	千円	B/A %	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
28年度	303,058,539	33,536,831	31,297,592				10.3	10.4

イ 決算

区分	職員数		給与		職員手当		期末・勤勉手当		計		1人当たり 給与費	
	A 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	(参考) 都道府県 平均—人当たり 給与費 千円
28年度	3,563	13,035,653	6,770,331	6,021,144	25,827,128	7,249	7,007					

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数である。
3 都道府県平均は、平成 27 年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	42.2 歳	374,851 円	588,604 円
団体平均	44.5 歳	371,053 円	582,955 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

- 2 団体平均は、平成 27 年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (28年度)	千円	1人当たり平均支給額 (28年度)	千円
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	2.60 月分 (1.45) 月分	期末手当	2.60 月分 (1.45) 月分
勤勉手当	1.80 月分 (0.85) 月分	勤勉手当	1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		・職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)			
(支給率)	自己都合 勤続 20 年	勤奨・定年 勤続 20 年	(支給率)	自己都合 勤続 20 年	勤奨・定年 勤続 20 年
勤続 2.5 年	31.50 月分	31.50 月分	勤続 2.5 年	31.50 月分	31.50 月分
勤続 3.5 年	45.00 月分	45.00 月分	勤続 3.5 年	45.00 月分	45.00 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	45.00 月分	45.00 月分
その他の加算措置		その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額 1,382 千円 21,527 千円		1人当たり平均支給額 2,410 千円 22,616 千円			

(注) 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (28 年度決算)	支給総額 (28 年度決算)	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
支給職員 1 人当たり平均支給金額	2,787,379 千円		753,957 人	
特別区、人王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青森市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狹江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,573 人	20.0 %	
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	222 人		当該地域に公署なし

(2) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		31,636千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		40,301円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		21.2%		
手当の種類(手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん検な山地等における実作業等	405千円	日額370円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	185千円	1時間73円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	8,697千円	1時間40～500円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	16,090千円	1勤務400～1,000円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	6,259千円	1枚10～75円

(ウ) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(28年度決算)	2,775,873千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	738千円
支給実績(27年度決算)	2,875,493千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	762千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給【支給額】</p> <p>(1) 配偶者 10,000円(課長級は8,000円)</p> <p>(2) 年次初めから満22歳年度末まで22歳未満は11,500円</p> <p>(3) 配偶者がいない子は10,000円(子が満16歳年度初めから11,500円)</p> <p>(4) 父母等 6,000円</p>	同じ	322,501千円	214,144円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給。当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない【支給額】</p> <p>15,000円</p>	同じ	64,416千円	175,521円

【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給

通勤手当	<p>【支給額】</p> <p>(1) 交通機関等利用者(原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり)限度額55,000円)</p> <p>(2) 交通用具使用者(応じた定額(①～③)×6ヶ月)</p> <p>① 一般 2,500～15,000円</p> <p>② 通勤不便 3,900～29,700円</p> <p>③ 障害者 4,500～37,200円</p> <p>(3) 交通機関・交通用具併用者(原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり)限度額55,000円)</p>	同じ	678,743千円	187,395円
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	-----------	----------

単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給【支給額】</p> <p>(1) 基礎額 30,000円</p> <p>(2) 加算額 6,000～60,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が離れしよ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	---	---

管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給【支給額】</p> <p>22,600～129,600円</p>	同じ	—	165,491千円
-------	----------------------------------------------------------------------	----	---	-----------

宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給【支給単価】</p> <p>6,000円</p> <p>※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—
-------	-----------------------------------------------------------------------------	----	---	---

管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 指定職給料表適用職員・管理職が臨時又は緊急の必要で通常の公務の遂行の必要により、週休日又は休日勤務した場合に支給</p> <p>(1) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午前0時から午前5時までの間であって正帰の勤務時間以外【支給単価】</p> <p>(1) 4,000円</p> <p>(2) 8,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円)</p> <p>(2) 2,000～6,000円</p>	同じ	—	3,858千円
				214,333円

夜勤手当	【内容】 正勤の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することと命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	52,959 千円	222,517 円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (1) 3月のみ 【支給額】 ①世帯主 6,100 円 ②同居扶養親族無 3,300 円 ③その他 2,400 円	異なる	—	—	—

(6) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
28年度	1,651,323	0	59,736	3.6	4.2

区分	職員数 A 人	給与			計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円			
28年度	7	27,547	9,812	13,390	50,749	7,250	6,564

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
3 都道府県平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	36.1 歳	380,423 円	554,374 円
団体平均	44.8 歳	356,575 円	544,431 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
2 団体平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における工業用水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤続手当

東	京	都	参考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (28年度)			1人当たり平均支給額 (28年度)
1,913 千円			1,810 千円
(28年度支給割合)			
期末手当	勤続手当	勤続手当	勤続手当
2.60 月分	1.80 月分	1.80 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(0.85) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・職務段階別加算 3~20%			
・管理職加算 15~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(ロ) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

東	京	都	参考 (東京都の知事部局等)
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率) 自己都合 勲奨・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年 23.50月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年 31.50月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年 45.00月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額 45.00月分
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額 0千円 0千円			
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額 2,410千円 22,616千円			

(注) 1 1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(イ) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	5,830 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	832,857 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度 （支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	7 人 20.0 %
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	0 人 当該地域に公署なし

(ウ) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	—	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	—	
手当の種類（手当数）	5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん陥な山地等における実作業等
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務
		支給実績 (28年度決算)
		左記職員に対する 支給単価
		日額 370 円
		1 時間 73 円
		1 時間 40～500 円
		1 勤務 400～1,000 円
		1 枚 10～75 円

(エ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（28年度決算）	977 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	140 千円
支給実績（27年度決算）	3,421 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	489 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<p>【内容】扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 配偶者 10,000 円（課長級は 8,000 円）</p> <p>(2) 子 7,500 円（子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円）</p> <p>(3) 配偶者がいない子 10,000 円（子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 11,500 円）</p> <p>(4) 父母等 6,000 円</p>	同じ	—	528 千円	132,000 円
住居手当	<p>【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給</p> <p>当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000 円</p>	同じ	—	—	—
通勤手当	<p>【内容】通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額 55,000 円）</p> <p>(2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①～③×6月</p> <p>①一般 2,600～15,000 円</p> <p>②通勤不便 3,900～29,700 円</p> <p>③障害者 4,500～37,200 円</p> <p>(3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額 55,000 円）</p>	同じ	—	1,402 千円	200,286 円
単身赴任手当	<p>【内容】公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1) 基礎額 30,000 円</p> <p>(2) 加算額 6,000～60,000 円（職員・配偶者の住居の距離が 100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	—	—

管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～129,600円	同じ	—	1,075千円	1,075,200円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1) 指定職務料率適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営のために、週休日又は休日勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の中で午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2) 2,000～6,000円	同じ	—	—	—
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	—	—
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ) 【支給額】 (1) 世帯主 6,100円 ①同居扶養親族有 3,300円 (2) その他 2,400円	異なる	—	—	—

(6) 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 27年度の純費用に占める 職員給与費比率 %
28年度	334,791,991	38,952,121	19,730,217	5.9	6.4

区分	職員数 A 人	給与		計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円			
28年度	2,333	8,282,347	3,645,385	3,109,594	15,037,326	6,445
						6,575

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均月収額 円
東京都	40.8歳	362,103円	537,975円
団体平均	43.1歳	373,285円	551,069円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、平成27年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における下水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (28年度)	1,346千円	1人当たり平均支給額 (28年度)	1,810千円
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	2.60月分 (1.45)月分	期末手当	2.60月分 (1.45)月分
勤勉手当	1.80月分 (0.85)月分	勤勉手当	1.80月分 (0.85)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3～20%		・職務段階別加算 3～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成29年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	23.50月分	23.50月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	31.50月分	31.50月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	45.00月分	45.00月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	45.00月分	45.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 3,334千円
 22,113千円
 その他の加算措置
 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,410千円
 22,616千円

(注) 1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ロ) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	1,799,455千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	720,358円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、多摩市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0%	2,559人	20.0%

(ウ) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	48,490千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	59,938円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	27.9%			
手当の種類(手当数)	4種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
調査・折衝等業務	下水道事務所職員	下水道使用調査業務	1,154千円	日額200~365円

管きょ・センター作業手当	水再生センター、下水道事務所、基幹施設再構築事務所職員	管きょ内維持管理作業、汚水・汚泥処理作業	23,628千円	日額300~550円
危険現場作業手当	水再生センター、下水道事務所職員	高所・地下作業、高圧電気作業	2,752千円	1時間100~120円(電気主任技術者として選任された者 日額160円)
変則勤務手当	水再生センター、下水道事務所職員	三交替勤務 夜間 工事監督	20,955千円	1勤務340~460円 1夜間勤務1,500円

(ハ) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(28年度決算)	1,023,455千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	407千円
支給実績(27年度決算)	1,070,003千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	423千円

(注) 休日給を含む。

(ニ) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 配偶者 10,000円(課長級は8,000円) (2) 子 7,500円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500円) (3) 配偶者がいない子 10,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は11,500円) (4) 父母等 6,000円	同じ	—	184,103千円	215,325円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000円	同じ	—	58,827千円	189,764円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり限度額55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①～③×6月 ①一般 2,600～15,000円 ②通勤不便 3,900～29,700円 ③障害者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)</p>	同じ	—	451,962千円	185,078円
単身赴任手当	<p>【内容】 公費を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が同じ等の場合に加算)</p>	同じ	—	1,308千円	654,000円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	125,050千円	1,126,576円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—千円	—円
管理職員特別勤務手当	<p>(2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日5時までの間で出勤して現場の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2)2,000～6,000円</p>	同じ	—	1,543千円	171,444円

夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	103,025千円	262,818円
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	---	-----------	----------

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 正規の勤務時間

職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間にについて38時間45分です。月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間45分割り振られます。職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員は、正規の勤務時間の割振りを別に定めています。知事部局職員の正規の勤務時間の割振りは次のとおりです。

(本庁職場に勤務する職員)

区分	正規の勤務時間	休憩時間	週休日
S 班	午前7時から 午後3時45分まで	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前八時30分から午後5時15分まで午前九時から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。)又は午後休憩型(正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。)	日曜日 土曜日
A 班	午前8時30分から 午後5時15分まで		
B 班	午前9時から 午後5時45分まで		
C 班	午前9時30分から 午後6時15分まで		
D 班	午前10時から 午後6時45分まで		
E 班	午前10時30分から 午後7時15分まで		
F 班	午前11時から 午後7時45分まで	午後一時から午後二時まで	

(本庁職場以外に勤務する職員)

区分	正規の勤務時間	休憩時間	週休日
S I 班	午前7時30分から 午後4時15分まで	正午から午後一時まで。ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型又は午後休憩型のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。	日曜日 土曜日
S II 班	午前8時から 午後4時45分まで		

A 班	午前8時30分から 午後5時15分まで		
B 班	午前9時から 午後5時45分まで		
C 班	午前9時30分から 午後6時15分まで		
D 班	午前10時から 午後6時45分まで		

2 休暇

休暇とは、一定の事由のある場合、職員が任命権者の承認を得て、勤務することを一時的に免除される制度で、次の5種類があります。

名称	概要
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持増進を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与える年間一定日数の休暇 新規採用職員は、採用の月によりそれぞれの日数が与えられる(4月採用の場合は、15日)。 勤続2年目以降の職員には、毎年1月1日(学校職員は、毎年4月1日)に一律20日与えられる。 ※育児短時間勤務職員は調整される場合がある。
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇。病気休暇の期間は、療養のために勤務しないことが相当と認められる最小限度の期間。ただし、有給期間は、1回につき引き続く90日までである。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇
介護休暇	職員の配偶者又は二親等以内の親族で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認することができる。ただし、6月の期間経過後であっても、当該介護休暇の初日から2年間に限り、通算180日を限度として、2回まで更新することができる。
介護時間	職員の配偶者又は二親等以内の親族で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 取得の初日から連続する3年の期間内で承認することができる。正規

の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行う。
月60時間を超えて超過勤務をした場合について、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の受領に代えて申請することのできる休暇。超過勤務を行った月の翌々月まで申請することができる。

(1) 年次有給休暇、病欠休暇及び介護休暇の取得状況（平成28年）

区分	年次有給休暇 平均取得日数	病欠休暇 取得者数	介護休暇 取得者数
知事部局	13.3日	743人	40人
行政委員会等	11.4日	34人	1人
交通局	18.8日	236人	6人
水道局	17.9日	167人	3人
下水道局	16.1日	67人	1人
教育庁（学校）	14.4日	1,483人	110人
警視庁	5.9日	408人	12人
東京消防庁	12.2日	123人	5人
合計	11.8日	3,261人	178人

（注）1 年次有給休暇平均取得日数は、平成28年1月1日から同年12月31日まで（教育庁（学校）は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の間の職員1人当たりの取得日数である。
 2 病欠休暇取得者数は、平成28年1月1日から同年12月31日までの間に病欠休暇を取得した職員数である。
 3 介護休暇取得者数は、平成28年度中に介護休暇を取得した職員数である。

(2) 特別休暇の導入状況（平成29年8月1日現在）

名称	概要	付与日数等
公務権行使等休暇	選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行のための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	産前産後の休業として与える休暇	産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合は24週間）
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のため勤務することが困難な場合の休暇	1回の妊娠について、合計10日以内（暦日単位）
早期流産休暇	妊娠初期において流産した女性職員が、母体の健康保持又は心身の疲労回復を図るための休暇	流産した日の翌日から起算して、引き続き7日以内（暦日単位）
母子保健健康診休暇	妊産婦である女性職員が、母子保健法の規定に基づく健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中に9回及び出産後に1回又は妊娠中に10回の範囲内で、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲内でそれぞれ30分に15分を単位として増減した時間の範囲内又はいずれか一方に60分の範囲内

育児時間	生後1年3か月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために勤務時間中に与えられる休暇	原則として1日2回、それぞれ45分1日2回以内かつ90分を超えない範囲内で15分単位の承認も可（生後1年以内の生児については、1回につき30分以上）
出産支援休暇	男性職員が配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の直前又は出産の日の翌日から起算して2週間の範囲内で、2日以内（時間単位）
育児参加休暇	男性職員が配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内で、5日以内（時間単位）。ただし、男性職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内で承認
子どもの看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	暦年で、5日（養育する子が複数の場合は10日）以内（時間単位）
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休業として与える休暇	職員が請求した日数（暦日単位）。ただし、給与が支払われる期間は1回の生理につき引き続き2日まで
喪中休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合等の休暇	結婚：婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日の1週間前の日から結婚の日後6月までの期間内の日を始期として、引き続き7日以内（暦日単位） 忌引：任命権者が承認した日数（暦日単位） 父母の追悼：父母の死亡後15年以内の父母の追悼のための特別の行事を行う1日
災害休暇	職員の現住居が災害により滅失又は損壊したときの復旧作業等のための休暇	現住居が滅失又は損壊した日から起算して7日以内（暦日単位）
夏季休暇	夏季期間における職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇	7月1日から9月30日までの間に、5日以内（暦日単位）
長期勤続休暇	長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため	勤続15年又は25年に達する年度の1月1日から2年間に引き続き5日以内（暦日単位）、勤続15年の場合は引き続き2日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	暦年で、5日以内（時間単位）
短期の介護休暇	職員の配偶者又は二親等以内の親族で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護及びその他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	暦年で、5日（要介護者が複数の場合は10日）以内（時間単位）

第5 職員の休業に関する状況

1 職員の休業制度の概要

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部又は一部を勤務しないことができる制度です。東京都では、次の4種類の休業等の制度があります。

(1) 育児休業
 育児休業とは、任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで休業することができる制度です。対象は、一般職の男女職員で、育児休業の期間中は、給与は支給されません（期末・勤勉手当は、支給期間中の勤務した期間に応じて支給されます。）。

(2) 部分休業
 部分休業とは、公務に支障のない範囲内で、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。1日を通じて2時間以内で、正規の勤務時間の始め又は終わりに承認します。部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その時間に応じて給与が減額されます。

(3) 育児短時間勤務
 育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、育児休業法で定める勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。勤務の形態は次のいずれかの形態となります。

- ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が休日）
 - (イ) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
 - (ロ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
 - (ハ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
 - (ニ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）
- イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）
 - 原則として、4週間で8日以上を休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する。

(4) 配偶者同行休業
 配偶者同行休業とは、6月以上にわたって配偶者の外国での勤務等が継続することが見込まれる場合、配偶者に同行するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度です。配偶者同行休業の期間中は、給与は支給されません。

2 職員の休業等の取得状況（平成28年度）

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
知事部局	404人	282人	171人
行政委員会等	10人	13人	0人
交通	10人	11人	0人
水道局	24人	28人	5人
下水道局	12人	14人	0人
教育庁（学校）	1,519人	190人	42人
警視庁	321人	207人	8人
東京消防庁	61人	30人	5人
合計	2,361人	775人	231人

（注）取得者数は、平成28年度に新たに育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した職員数である。